

令和6年度第2回吉田町部活動の在り方協議会

1 日 時 令和6年11月1日(金) 15時00分～16時50分

2 場 所 吉田町役場 5階会議室2

3 進 行 学校教育課

4 次 第

(1) 教育長あいさつ

(2) 副会長選任(副会長：大石佳彦)

(3) 議 事

ア 吉田中学校部活動の地域移行スケジュール(修正案)について

イ 休日における地域クラブへの移行(修正案)について

5 委員からの質問及び意見等

(1) 吉田中学校部活動の地域移行スケジュール(修正案)について
質問等なし

「吉田中学校部活動の地域移行スケジュール(修正案)」は本案のとおりで異議なし

(2) 休日における地域クラブへの移行(修正案)について

ア 地域クラブへの移行の基本的な考え方

- ・「楽しむ」には、活動自体を楽しむことや目標に向かってみんなで挑んでいく楽しさなど色々種類がある。色々な楽しみを体験できる取り組みができればいい。

「地域クラブへの移行の基本的な考え方」は本案のとおりで異議なし

イ 地域クラブの運営組織・体制

(ア) 名称

- ・アンケートをとるのは保護者への周知にもなるので賛成。

「名称」の決定方法は本案のとおりで異議なし

(イ) クラブ数

意見なし

「クラブ数」は、今後協議していくこととする

(ウ) 事務局

- ・教育委員会が事務局となり、コーディネーターが配置されれば、既存の活動についても発展するのでよいと思う。

「事務局」については、当面の間は吉田町教育委員会内に置くことで異議なし

ウ 地域クラブの指導体制

(ア) 加入方式

- ・自由加入制でよいと思う。

「加入方式」は自由加入制とすることで異議なし

(イ) 活動日・時間

意見なし

「活動日・時間」については吉田町のガイドラインに則って実施していくことで異議なし

(ウ) 指導者

「課題及び対応方法」の「指導者の確保」と併せて協議

エ 課題及び対応方法

(ア) 指導者の確保

- ・体育協会は、自身がプレイヤーとして活動したい方が集まる団体なので、既存の活動に中学生が加わることは問題ないが、指導者となるのは難しいのではないかと。指導者希望のアンケートをとることは可能。
- ・複数の指導者も想定されているか？→想定されるが、どこまでが報酬対象となるのか課題はある。複数指導者の場合、意見の食い違い等が起こることも想定される。→監督とコーチなどの関係をつくることが重要。
- ・報酬、時間常的に応募する方はなかなかいないのではないかとと思われる。
- ・静岡県人材バンクを利用するなど、市町の外から登用する方法がある。
- ・指導者がいなくても、子供が大人の活動の場に参画していくという方法がある。
- ・指導者が見つかるまでの間、部活動として実施する、ということはやむを得ないと思われる。
- ・教員の兼職兼業は、完全移行するまでのものなのか？働き方改革にならないのでは？→あくまで希望する教員のみ。校長命令は不可。
- ・国は、教員の働き方改革として教員と部活動を引き離していく方針で進んでいる。
- ・保護者としては教員が指導していただいた方がありがたい。

(イ) 指導者報酬

(他県の事例をもとにした対応案)

- ・吉田町商工会が、加盟企業に対しクラブへの寄付を求めたり、市町が税制制度等をつくって企業への協力を求める方法がある。
- ・企業版のふるさと納税を活用する。
- ・ガバメントクラウドファンディングを活用し、行政が寄附金を募る方法がある。
- ・大きなハコモノに対するネーミングライツの活用が吉田町総合体育館で可能ではないかと考える。

- ・持続させていくためには全額公費でなく、ある程度受益者負担も必要。

(ウ) 活動費の確保

- ・部活動加入者から徴収する活動費が休日の地域クラブの活動にも使われることになると、保護者の理解が得られないかもしれない。→平日の部活動費で購入した消耗品を休日の地域クラブでも使用することは、現実的にやむを得ない。
- ・吹奏楽部の楽器や楽譜は高額。資金確保が困難。
- ・現行のスポーツ少年団等への補助金のようなものも考えられる。
- ・備品について、教員と休日の指導者が使うので、紛失があることも想定される。
- ・ガバメントクラウドファンディングについて、実現可能であったらありがたいし、そのような仕組みをつくっていかないと続かないと思う。

以下については、事務局案の確認

- (エ) 保険加入
- (オ) 活動場所の確保
- (カ) 鍵の管理
- (キ) 生徒指導上の問題への対応
- (ク) 保護者等からの要望・苦情・トラブルへの対応
- (ケ) 平日と休日の指導者が異なることへの対応
- (コ) 緊急時の連絡

「課題及び対応方法」について、本日挙げられた意見を踏まえて今後さらに検討していく。

●その他意見

- ・学校部活動の募集をやめないと、いつまでも移行はできないのでは？→子供達の活動の場を確保するという観点では、現状活動している部を直ちに廃部することは現実的に難しい。
- ・子供の目線で考える。あくまで子供中心で地域の中でこどもを守る、子供の考えに沿って、大人が追従していく必要がある。

本日、了解をとれた部分については整理をして、11月22日の中学校保護者説明会で提案できるよう事務局で準備を進めることとする。

吉田中学校部活動の地域移行スケジュール(案)

R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
①教職員・保護者等へのアンケート実施	①吉田町部活動の在り方協議会の設置 ②部活動の地域移行における課題整理 ③体育協会・スポーツ少年団・文化協会との意見交換会実施	①部活動の地域移行(主に休日)における課題整理及び具体的な解決策の検討	①部活動の地域移行(主に休日)における具体的な方針の決定 ②部活動の地域移行(主に休日)に必要な制度の創設	①部活動の地域移行(主に休日)に必要な制度の運用開始 ②3年生生徒が部活動引退後、地域移行(休日)の実施	①平日の部活動の地域移行に向けた協議及び実施
部活動地域移行の保護者等への進捗状況の周知					

吉田町地域クラブ(案)

1 地域クラブ創設の背景

- (1) 生徒数の減少と部活動加入率の低下により、これまで通りの部活動数を維持していくことが困難な状況となっている。
- (2) 教員の働き方改革が叫ばれ、部活動指導に対する負担を多くの中学校教員が感じている。
- (3) 地域との連携による持続可能な活動が求められ、スポーツ庁・文化庁から、まずは休日から地域クラブへの移行を推進するよう提言されている。

2 地域クラブへの移行の基本的な考え方

吉中生の「やってみたい・楽しみたい」に応える持続可能なクラブ活動

(1) 生徒の主体的活動

生徒が新しいことに挑戦したり、自らの特技を生かしたり、将来の夢や目標を目指したりするために、主体的に取り組む活動とする。

(2) 楽しむ活動

競技力や技能の向上、心身の健康づくりなど、個々の興味・関心に応じて楽しく取り組むことができる活動とする。

(3) 持続可能な活動

町内1中学校というコンパクトさを生かし、地域で支える持続可能な活動とする。

3 地域クラブの運営組織・体制

(1) 名称

町内小中学校児童生徒、保護者及び教職員を対象者として地域クラブの名称について案を募集し、事務局が候補を数点に絞った上で、再度対象者に対してアンケートをとり、協議会において決定する。

- ① 募集方法(案)…アンケートフォームやきずなネット等を活用する。吉田町地域クラブについての説明文を掲載し、「エンジョイよしだ」「アクティブよしだ」を例としてあげる。

- ② 名称決定までのスケジュール(案)

令和6年11月下旬 名称案募集アンケート実施

令和7年1月中旬 数点の候補名称案による投票

令和7年2月下旬 第3回吉田町部活動の在り方協議会において名称決定

(2) クラブ数

※吉田中学校の部活動等から想定されるクラブ及び総合型スポーツ

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 野球 | ⑪ 女子卓球 |
| ② ソフトボール | ⑫ 弓道 |
| ③ サッカー | ⑬ 柔道 |
| ④ 男子バレーボール | ⑭ 剣道 |
| ⑤ 女子バレーボール | ⑮ 陸上競技 |
| ⑥ 男子バスケットボール | ⑯ 吹奏楽 |
| ⑦ 女子バスケットボール | ⑰ 美術 |
| ⑧ 男子ソフトテニス | ⑱ 科学 |
| ⑨ 女子ソフトテニス | ⑲ 総合型スポーツ |
| ⑩ 男子卓球 | |

(3) 事務局

吉田町教育委員会生涯学習課

※学校教育とスポーツ・文化への理解が深い人材を会計年度任用職員として任用し、コーディネーターに位置付ける。

(4) 事務局の役割

- ア 各クラブの年間計画の管理
- イ 指導者の勤務実績の管理
- ウ 各クラブの加入生徒の管理（名簿管理）
- エ 学校との連携・連絡調整

など

4 地域クラブの指導体制

(1) 加入方式

生徒の希望による自由加入制

(2) 活動日・時間

- ア 原則、休日の活動とする。
- イ 「吉田町部活動ガイドライン」に則った活動とする。
 - (ア) 週休日（土日）は、少なくとも1日以上は休養日とする。
 - (イ) 週休日等に大会参加等で休養日を設けることができなかった場合は、他の日（平日）に振り替えることとする。
 - (ウ) 休日の活動時間は、3時間程度（以内）とする。

など

(3) 指導者

- ア 自身の活動経験や指導経験があり、教育的指導ができる者
- イ 町の登録制とし、氏名、年齢、住所、職業、活動経験、指導経験等記載の登録用紙を提出
- ウ 教員の希望者は、兼職兼業届を学校教育課に提出する。
- エ 町で指導者研修を行い、指導上留意すべき事項等を確認する。

5 課題及び対応方法

(1) 指導者の確保

ア 確保方法

- (ア) コーディネーターが中心となり、事務局により体育協会・文化協会など、各種団体とヒアリングし、希望者を募る。
- (イ) 町内小中学校教職員に兼職兼業による指導の希望調査を実施する。
- (ウ) 保護者向けアンケートにより地域クラブ名称とともにクラブ指導希望の調査を実施する。
- (エ) 広く一般公募により指導希望者を募る。
- イ 指導者が見つからない場合の部活動の休日活動
 - ・指導者が見つかるまでの間、部活動として実施する。

(2) 指導者報酬

参考：部活動指導員の時間当たり報酬は1,600円。

1 案 受益者負担

※各クラブが加入者から徴収する会費からクラブで定めた金額を支払う。

2 案 公費負担

※事務局が各クラブから指導者の活動報告書の提出を受け、時間単位で報酬を支払う。

吉田町ガイドラインに準じて、原則は1日3時間以内。

3 案 受益者負担＋公費負担

※加入者と公費で1/2ずつ負担して支払う。

(3) 活動費の確保

消耗品等の活動費については、平日部活動の実施に伴い保護者から徴収している部活動費で賄い、それ以外に必要な経費がある場合については、各クラブが加入保護者に説明した上で各クラブが徴収する。

(4) 保険加入

ア 加入生徒

・受益者負担によりクラブごと加入手続き・管理を実施する。

イ 指導者

・公費負担により加入手続き・管理を実施する。

※非常勤職員公務災害補償制度の活用 など

(5) 活動場所の確保

ア 原則、学校等公的施設を活用する。

イ 利用団体として登録し、毎月実施する利用者会議において、活動場所を決定する。

(吉田中学校の施設は、クラブを優先とする。)

ウ 使用料については、減額もしくは全額免除とする。

(6) 鍵の管理

公的施設を使用する場合は、教育委員会生涯学習課において鍵を借り、返却する。

(7) 生徒指導上の問題への対応

原則としてクラブで対応するが、状況に応じて学校に連絡して情報を共有し、部活動顧問等と連携して対応する。

(8) 保護者等からの要望・苦情・トラブルへの対応

原則としてクラブで対応するが、状況に応じて学校に連絡して情報を共有し、部活動顧問等と連携して対応する。

(9) 平日と休日の指導者が異なることへの対応

大会参加、練習試合等について、連絡が取り合える状況をつくっておく。

(10) 緊急時の連絡

グループライン等で保護者に連絡できる体制をつくる。生徒への連絡は保護者を通して行う。

